

F A X 送付案内

平成27年12月25日

A 4 枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599

eikan@pref.kagoshima.lg.jp

野鳥における鳥インフルエンザウイルスの検査状況について

平素よりお世話になっております。

A型インフルエンザウイルス遺伝子が検出されていた出水市の死亡野鳥（ナベヅル）1羽について、その後の確定検査の結果、「ウイルスが分離されなかった」との情報提供があったので、お知らせします。

ウイルスが分離されなかったことから、今後、本事例に係る県においての防疫対応は特段ありません。

※詳細は別添のとおり。

しかしながら、鳥インフルエンザについては、近隣諸国で継続的に発生しており、また、国内の4県（徳島県・島根県・宮崎県・茨城県）においても野鳥糞便からウイルス（低病原性）が検出されていることから、鳥類を飼養されている県民の皆様にあつては、引き続き、緊張感を持って、本病侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底（車、人）をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底（特に次の事項について日頃から確認・改善）また、異常を認めた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願い致します。

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥ネットの補修（隙間のないように）
- 3 飲み水対策（水道水でない場合は消毒実施）
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の着用（鶏舎にウイルスを持ち込まない）
- 5 消毒の実施（鶏舎毎の踏込消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎周囲への石灰の散布）

報道各社御中 ← 環境省広報室

鹿児島県で回収された死亡野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等について
(H27.12.25)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	鹿児島県	出水市	ナベヅル	12/19回収	陰性	12/21陽性	12/25 インフルエンザウイルスは分離されず	12/21指定 12/25 13時解除

(太枠内下線が今回の情報です。)

【今回の案件 (No.1) について】

21日(月)、鹿児島大学(確定検査機関)の遺伝子検査において陽性とされた死亡野鳥について、同大学において実施された確定検査により、A型インフルエンザウイルスは分離されませんでした。また、現地での重点監視を通じて野鳥の大量死等は確認されていません。このため、現在設定している野鳥監視重点区域は、本日13時に解除します。

【参考：No.1の案件】

1 主な経緯等

(1) 死亡野鳥の回収地点

鹿児島県出水市(いずみし)

(2) 経緯

- ・ ナベヅル幼鳥1体の死亡個体を回収(12月19日)。
- ・ 21日(月)に、鹿児島大学(確定検査機関)において遺伝子検査を実施したところ、A型インフルエンザウイルス遺伝子が陽性と判明したと報告があった。
- ・ 21日、回収地点の周辺10Km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・ 21日、鹿児島大学において確定検査を開始。
- ・ 25日、確定検査結果の判明。検査終了。

2 対応

- (1) 野鳥監視重点区域は解除。



- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル2として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に基づき適切に対応。

3 検査結果について

遺伝子検査では、不活化した(死んでいる)ウイルスの遺伝子にも反応し、陽性となることがあります。今回の案件は、例えば、死亡野鳥が回収時点等に生きているウイルスを保有していなかったことが考えられます。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成27年12月25日(金)
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
企 画 官：東岡 礼治 (内線6475)
鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)